（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

第三条　その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。）に該当する特定有価証券（第四条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であって、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第四条の三　［略］

２　令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一　内国特定有価証券　申請のあった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。以下同じ。）の直前特定期間の開始の日前二年以内に開始した特定期間（次号において「基準特定期間」という。）全ての末日において当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　［略］

３　［略］

（暗号資産の換算等）

第四条の六　この府令の規定により作成することとされている書類中、暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）をもって数量を表示するものがあるときは、主要な事項について当該数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に当たって採用した換算の基準を付記するとともに、当該暗号資産の名称及び概要を記載しなければならない。

２　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号資産は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。

（有価証券通知書）

第五条　法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

［一～十二　略］

十三　内国有価証券投資事業権利等及び特定内国電子記録移転権利　第三号の五様式

十四　外国有価証券投資事業権利等及び特定外国電子記録移転権利　第三号の六様式

［十五・十六　略］

［２～４　略］

（開示が行われている場合）

第七条　法第四条第七項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

（適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者の代理人）

第三条　その有価証券発行勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券発行勧誘等をいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）が適格機関投資家向け勧誘（法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十九条において同じ。）に規定する適格機関投資家向け勧誘をいう。第十九条において同じ。）に該当する特定有価証券（第四条において「適格機関投資家向け特定有価証券」という。）を発行する外国の者は、本邦内に住所を有する者であって、当該外国特定有価証券の譲渡に関する行為につき、当該外国特定有価証券の発行者を代理する権限を有するもの（同条において「発行者の代理人」という。）を定めなければならない。

（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第四条の三　［同上］

２　［同上］

一　内国特定有価証券　申請のあった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。以下同じ。）の直前特定期間の開始の日前二年以内に開始した特定期間（次号において「基準特定期間」という。）すべての末日において当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二　［同上］

３　［同上］

［条を加える。］

（有価証券通知書）

第五条　［同上］

［一～十二　同上］

十三　内国有価証券投資事業権利等　第三号の五様式

十四　外国有価証券投資事業権利等　第三号の六様式

［十五・十六　同上］

［２～４　同上］

（開示が行われている場合）

第七条　法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］